

令和7年度

とがち財団
学生起業家育成奨学金事業
(LAND 奨学金)

公募要領



公益財団法人とがち財団



とかち財団は十勝の持続的な経済成長の促進を目的とし、
十勝で起業・創業する方や起業を目指す学生の支援をしています。

LAND 奨学金は起業意思のある学生を全国から募集し、
活動するための資金援助やビジネスプランの磨き上げ支援を行う事業です。
起業を目指す皆様のご応募をお待ちしております。

(1) 申請期間

令和7年3月4日(火)～令和7年4月16日(水) 17時00分まで(必着)

(2) 申請方法

公益財団法人とかち財団 LAND まで申請書類をご郵送又はご持参いただくか、
以下に記載のメールアドレス宛に送付してください。

(3) 申請書類の入手方法

当財団ホームページからダウンロードいただけます。

[ホームページ]

(<https://www.tokachi-zaidan.jp/student.php>)



(4) 事業概要説明動画

本事業の説明動画を以下の URL よりご確認ください。

[説明動画]

(https://tokachi-zaidan.jp/tp_detail.php?id=871)



(5) 事前相談

申請書の提出前に、ビジネスプランなどについて LAND コーディネーターへ相談
が可能です。以下の問い合わせ先にご連絡ください。(締切直前は十分な相談対応
ができない場合がありますので、早めの相談をお勧めします)

(6) 提出、お問合せ先

(事務局) 公益財団法人とかち財団 事業創発支援部 事業創発グループ

住 所 〒080-0012

帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1F (LAND)

電 話 0155-67-7895

電子メール student@tokachi-zaidan.jp

(目次)

1. 事業の趣旨	1
2. 本事業の取り組みの流れ	1
3. 応募対象者	1
4. 給付期間	1
5. 奨学金の額	2
6. 給付条件	2
7. 応募手続等の概要	2
8. 選考方法及び選考結果の公表	3
9. 事業スケジュール	3
10. 採択決定の取消し	4

【1】事業の趣旨

とかち財団は十勝の持続的な経済成長の促進を目的とし、十勝で起業・創業する方や起業を目指す学生の支援を行っています。その一環として、当財団は起業家支援財団※との合併をきっかけに、十勝地域をはじめとする全国の学生を対象とした奨学金事業を開始しました。本事業は、十勝の地域経済の発展に寄与する次世代の起業家人材の発掘及び学生起業家の輩出を目的に、起業を目指す学生に対しビジネスプランの磨き上げ支援を通じた事業創発人材育成及び奨学金給付を行います。

※起業家支援財団（平成19年～平成30年）

松井利夫氏（株式会社アルプス技研 創業者・最高顧問）が起業家支援を目的として神奈川県に設立した公益財団法人。平成30年4月1日に当財団が吸収合併し事業を承継。

【2】本事業の取り組みの流れ

- (1) 採択後ビジネスプランの実現化に向けた目標設定を行います。
- (2) 当財団が設定したビジネスプラン磨き上げのためのプログラムを実施します。
- (3) 必要に応じ、当財団のネットワークを活用して専門家や事業者とのマッチングや当財団スタッフと個別の事業相談を実施します。
- (4) 活動期間（5ヶ月間）の終了後、取り組みの成果を発表する場を設けます。

【3】応募対象者

応募対象者は、全国の大学・大学院・短期大学・専修学校（修業年限2年以上の専門課程で文部科学省が定めるもの）に在籍する学生で且つ個人事業主としての開業または法人設立をしていない学生※1.※2です。ただし以下の項目のいずれか1つ以上に該当するビジネスプランを持つ学生を対象とします。

- (1) 十勝を拠点※3として事業を起こすビジネスプラン
- (2) 十勝の地域資源や地域特性を活用したビジネスプラン
- (3) 十勝の地域社会に波及効果をもたらす可能性があるビジネスプラン

※1 過去に個人事業主として開業していた、または法人を設立していた学生であっても、現在廃業している場合は応募対象とします。

※2 複数名で取り組んでいるビジネスプランの場合も応募可能ですが、奨学金給付対象者は応募者1名です。また過去に本事業で採択されたことがある学生は対象外とします。

※3 十勝を拠点とは、十勝地域の大学等に在籍している学生、または十勝で個人事業主として開業する、もしくは法人を設立する予定があることを指します。

【4】活動期間

令和7年7月から11月まで

【5】奨学金の額

期間中に給付する奨学金の額は、総額20万円です。

※奨学金は、ビジネスプランの実現化に向けた取り組み（調査、試作品の製作、概念実証等）に使用するよう努めてください。なお、領収書等の提出義務はありません。

※要領【6】の給付条件を満たさなかった場合および要領【10】に該当する場合は返還を命じることがあります。

【6】給付条件

以下の条件を全て満たすものです。

- 意欲を持ってビジネスプランの磨き上げ、実現化に取り組むこと。
- 採択期間中、月に1度活動の進捗を報告すること。
- 採択者説明会・ビジネスプラン磨き上げプログラム（2回実施予定）及び活動報告会に参加すること（全4回：事業スケジュールは要領【9】に記載）。

【7】申請手続等の概要

（1）申請書類の提出先及びお問合せ先

（事務局）公益財団法人とかち財団 事業創発支援部 事業創発グループ
住 所 〒080-0012
帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1F（LAND）
電 話 0155-67-7895
電子メール student@tokachi-zaidan.jp

（2）申請期限

令和7年4月16日（水）17：00まで（必着）

（3）採択人数

5名以内

（4）申請方法

紙媒体で提出の場合：申請書類の提出先住所に郵送または持参（カラーで提出）

電子データで提出の場合：student@tokachi-zaidan.jp に電子データを送付

(5) 申請書類

以下の申請書類を提出してください。

- ① 奨学生願書（様式第1号）
- ② ビジネスプランシート（様式第2号）

紙媒体で提出の場合、用紙サイズはA4縦、日本語で記載願います。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

【8】選考方法及び選考結果の公表

(1) 選考方法

書類審査及び面談審査を行います。選考委員会において、志望理由やビジネスプランの内容を以下の評価視点項目、評価視点内容により審査し、採択を決定します。

評価視点項目	評価視点内容
計画性	・奨学金プログラム期間内の計画や目標は明確か ・ビジネスプランを実現するためのプロセスや課題は明確か
【重点項目】 地域関連性	・「【3】応募対象者」に定める項目との関連性が強く、より具体性があるか
市場性・将来性	・ターゲットとする顧客や市場は明確か ・実現したいビジネスプランのビジョンが明確か
新規性・独創性	・今までにない新しい視点があるか ・類似であっても他との差別化がされているか
【重点項目】 起業意思・熱意	・起業への明確な意志があり、且つ奨学金プログラムを通じて事業を実現したいという熱意があるか

(2) 選考結果の公表

選考結果については、ホームページやSNS等にて公開します。

（氏名・タイトル・事業概要等。不採択の場合は公表しません。）

【9】事業スケジュール

① 4月16日(水) 申請期限

- ・申請期限までに、書類すべてを整えて提出していただく必要があります。

② 5月下旬 書類審査合否の通知

- ・書類による審査を行い、合否が決定次第、通知します。

③ 6月中旬 面談審査

- ・プレゼンテーション形式でビジネスプランを発表していただきます。
 - ・実施日時・場所については、別途お知らせします。
- (遠方の応募者については希望があればオンラインでの実施も可能です)

④ 6月中旬 採択・不採択の通知

- ・申請内容や面談審査の内容を踏まえ、選考します。
- ・合否が決定次第、通知します。

⑤ 6月下旬 採択者説明会

- ・今後のスケジュールなど本事業についての説明を行います。

⑥ 7月～11月 活動期間・ビジネスプラン磨き上げプログラム

- ・毎月末までに1ヶ月間の活動状況を報告していただきます。
- ・活動期間中に実施するビジネスプラン磨き上げプログラム(2回予定)に参加していただきます。

⑦ 12月下旬 活動報告会

- ・これまでの取り組みの成果を発表していただきます。
- ・終了後、当財団の求めに応じて活動状況の報告をしていただく場合があります。

【10】採択決定の取消し

以下の場合には理事長の判断により、奨学金給付決定の取り消し、奨学金を既に給付している場合は、その全部又は一部の返還を命じますのでご注意ください。

- 奨学金を必要としなくなったとき。
- 傷害疾病のため学業継続の見込みがなくなったとき。
- 在学する大学等で停学又は退学の処分を受けたとき。
- 採択期間中に在学する大学等を自主的に退学したとき。
- 虚偽の申請その他不正行為によって採択されたことが判明したとき。
- 事務局が指定する義務を怠ったとき。
- ビジネスプラン磨き上げに向けた意思が無いと判断されたとき。
- その他奨学生として適当ではない理由が生じたとき。